

2017 年 7 月 19 日

外国語学部長 殿
言語社会専攻長 殿

要望書

(4 月 13 日付の回答書について)

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長 松本 健



謹啓。当組合が 3 月 10 日付で送付した休日勤務状況の改善についての要望書につきまして、4 月 13 日付で回答書をいただいておりますが、この件につきまして再度要望をさせていただきます。つきましては、お忙しいところを恐縮ですが、できるだけ早期にご検討の上、具体的な改善策を明記した回答書をいただきますよう、お願い申し上げます。

4 月 13 日付の回答書では、各種試験やオープンキャンパスの日程そのものの変更が難しい事情はある程度わかりましたが、組合が指摘した重要な問題、すなわち「入試など業務によっては短時間で終了するものもあり、社会通念上は休日手当を持って補償すべき業務」があるという問題の改善については、じゅうぶんなご説明がなされていないように思われます。大学院入試業務にあたる箕面地区の職員に関しては、業務時間が短いため、通常の 8 時間勤務には振り替えられず、本来は回答書にもあったように「休日勤務として取り扱って」しかるべきものでしょう。現に、豊中の言語文化研究科の言語文化専攻の職員が大学院入試の業務にあたる場合は、そのような勤務実績を前提として、休日出勤として休日割増給が支給されています。しかし、箕面地区ではその同じ入試業務が、実際の従事時間が 8 時間に満たないにもかかわらず、通常業務も加えることで 8 時間労働とみなし休日振替するという、異常な形で処理されており、結果として、同じ研究科内で著しい待遇差別が生まれることになっています。前回の回答書では（要望書の書きぶりも原因と思われますが）、この実態を執行部として把握されているのか不明でした。

上記を踏まえたうえで、まず各種入試、特に大学院入試は、阪大の他の多くの研究科でそうしているように、基本的には平日に行なうべく再検討をお願いいたします。仮にそれが難しいとするならば、休日勤務の給与待遇に関し、せめて同じ研究科内の職員間に不条理な差が生まれないよう、繊細な配慮をお願いいたしたいと思います。

なおご回答については、組合 HP など一般に公開いたしますことを、あらかじめお断りさせていただきます。